

(要領様式第 2 号)

事業計画概要書に対する知事意見書

7 佐地環第 29-1 号
令和 7 年 9 月 30 日

環境デザイン株式会社
代表取締役 檜木野 信介 様

長野県佐久地域振興局長

令和 7 年 8 月 5 日付けで提出のあった事業計画概要書について、廃棄物の適正な処理の確保に関する
条例第35条の規定による意見は次のとおりです。

1 提出のあった事業計画概要書

(1) 氏名及び住所	環境デザイン株式会社 代表取締役 檜木野 信介 長野県上田市新町244番地	
(2) 事業計画の概要		
➤申請の区分（Ⅰ）	産業廃棄物処分業の新規許可	
① 廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県上田市下丸子字科平 882 番 1、883 番 1	
② 廃棄物の処理施設の種類	木くずの破碎施設（移動式兼用）	
③ 処理を行う廃棄物の種類	破碎する産業廃棄物 木くず（特別管理産業廃棄物を除く。）	
④ 廃棄物の処理施設の処理能力	木くず 222.64 t / 日（27.83 t / h 8 時間稼働）	
⑤ 変 更 の 概 要 (変更許可等の場合)	新	旧
➤申請の区分（Ⅱ）	産業廃棄物処理施設の設置許可	
① 廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県上田市下丸子字科平 882 番 1、883 番 1	
② 廃棄物の処理施設の種類	木くずの破碎施設（移動式兼用）	
③ 処理を行う廃棄物の種類	破碎する産業廃棄物 木くず（特別管理産業廃棄物を除く。）	
④ 廃棄物の処理施設の処理能力	木くず 222.64 t / 日（27.83 t / h 8 時間稼働）	
⑤ 変 更 の 概 要 (変更許可等の場合)	新	旧

(3) 周辺地域の範囲及びその根拠	(範囲) 上田市下丸子区、藤原田区 (根拠) 廃棄物の処理施設の設置等に係る指針第 2 の 1 (5)
(4) 関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠	(範囲) ・ 上田市長 ・ 周辺地域内に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業場を有する者 ・ 周辺地域内で農業、林業又は漁業を営む者 (根拠) 条例第 28 条第 2 項及び条例施行規則第 22 条第 1 号
(5) 関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所	(日時) 令和 7 年 11 月 1 日 (土) 午後 6 時から (場所) 下丸子公民館 長野県上田市下丸子 351 番地

2 知事意見

周辺地域の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。
関係市町村長及び関係住民の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。
事業計画概要説明会の開催に関する事項についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。